

第 158 期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時

場所 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
日本新薬株式会社 本社

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

目次

第158期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
事業報告	16
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議決権の行使は書面又はインターネットで行い、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用・手指アルコール消毒・検温など感染予防措置を講じてまいります。ご協力いただけない場合には、入場をお断りすることもあり得ますので何卒ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・また、本株主総会は感染拡大リスク軽減のため、内容を簡略化させていただく予定です。ご理解の程お願いいたします。



日本新薬株式会社

(証券コード：4516)

(証券コード：4516)

2021年6月7日

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地



日本新薬株式会社

代表取締役社長 前川重信

第158期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第158期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましてはご自身のご健康に配慮いただきまして、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するように折り返しご返送いただくか、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
日本新薬株式会社 本社
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)

3 株主総会の目的事項

- **報告事項**
 1. 第158期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第158期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- **決議事項**
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役12名選任の件

以 上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

インターネットによる開示について

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役と会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した書類の一部であります。
- ・事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nippon-shinyaku.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使については、
4ページをご覧ください。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。



■ 書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着



■ インターネットによる行使の場合

詳細は次ページをご覧ください

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで



■ 株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで**にご行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読み取り機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書記載のQRコードを読み取ることで、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。（初回行使時限り。再行使時はID、パスワードの入力が必要となります。）詳しくは同封のお知らせをご覧ください。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料・通話料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申し込まれた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向を35%前後とするとともに、EPS（1株当たり当期純利益）の増加により、1株当たり配当金の増加を目指します。

また、当社は企業価値の最大化を目指す基本方針に基づき、研究開発体制を強化して開発パイプラインの充実に取り組むとともに、グローバル事業の展開に適応した組織体制を構築し、激化する競争に耐え得る企業体制の整備を行うための投資と利益還元のバランスを考えながら、更なる経営基盤の強化に努めます。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきまして、以下のとおりといたしたく存じます。

1 配当財産の種類

金 銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額 3,367,665,050円

なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当49円と合わせ合計99円となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日（水曜日）

第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって社外取締役4名を含む取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における現在の地位および担当	取締役在任年数	取締役会への出席状況	重要な兼職の状況
1	再任	まえかわ しのぶ 前川 重信	代表取締役社長	16年	100% (14回/14回)	
2	再任	さの しょうぞう 佐野 省三	常務取締役 営業担当	6年	100% (14回/14回)	
3	再任	たかや たかし 高谷 尚志	取締役 CSR・経営管理担当	3年	100% (14回/14回)	
4	再任	えだみつ たかのり 枝光 平憲	取締役 経営企画担当	3年	100% (14回/14回)	
5	再任	なかい とおる 中井 亨	取締役 国際事業担当	2年	100% (14回/14回)	
6	新任	たかがき かずちか 高垣 和史	執行役員 研究開発本部 創薬研究所長	—	—	
7	新任	いしざわ ひとし 石沢 整	執行役員 営業本部関西支店長	—	—	
8	新任	きむら ひとみ 木村ひとみ	執行役員 信頼性保証統括部長 (総括製造販売責任者)	—	—	
9	再任 社外 独立	すぎうら ゆきお 杉浦 幸雄	社外取締役	8年	100% (14回/14回)	
10	再任 社外 独立	さくらい みゆき 櫻井 美幸	社外取締役	4年	100% (14回/14回)	花水木法律事務所共同経営 株式会社日本触媒 社外取締役
11	再任 社外 独立	わだ よしなお 和田 芳直	社外取締役	2年	100% (14回/14回)	大阪母子医療センター母性内科 非常勤医師
12	新任 社外 独立	こばやし ゆかり 小林柚香里	—	—	—	アマンドライフコンサルティング 合同会社代表

ご参考

監査役会の構成

氏名		当社における現在の地位	監査役在任年数	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	重要な兼職の状況
	まつうら もりお 松浦 守生	常勤監査役	2年	100% (14回/14回)	100% (16回/16回)	
	くわばら けんじ 桑原 健誌	常勤監査役	1年	100% (12回/12回)	100% (11回/11回)	
社外	こんどう つよし 近藤 剛史	社外監査役	5年	100% (14回/14回)	100% (16回/16回)	近藤総合法律事務所所長 泉州電業株式会社 社外取締役
社外	まるやま すみたか 丸山 澄高	社外監査役	2年	100% (14回/14回)	100% (16回/16回)	丸山澄高税理士事務所所長 ユニチ力株式会社 社外監査役

候補者番号 **1** まえかわ しげのぶ
前川 重信

再任

取締役在任年数

16年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数

52,600株

生年月日

1953年1月18日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社

1992年3月 日本経営者団体連盟出向

2002年4月 経営戦略室経営企画部長

2004年4月 執行役員

2005年6月 取締役

2005年6月 経営企画、経理・財務、情報システム担当
兼経営企画部長

2006年6月 常務取締役

2007年4月 経営企画、経理・財務、情報システム担当

2007年6月 代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

1976年の入社以来、2002年から経営企画部長、2005年から経営企画、経理・財務、情報システム担当取締役、2006年から常務取締役、2007年から取締役社長（現任）を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営陣としてのリーダーシップも十分に発揮していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 **2** さの しょうぞう
佐野 省三

再任

取締役在任年数

6年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数

6,500株

生年月日

1960年7月14日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社

2008年4月 営業本部さいたま支店長

2010年4月 執行役員 営業本部営業推進統括部大阪支店長

2013年4月 執行役員 営業本部首都圏統括部長

2015年4月 執行役員 営業本部長

2015年6月 取締役

2015年6月 営業担当兼営業本部長（現任）

2019年6月 常務取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

1984年の入社以来、2008年からさいたま支店長、2010年から大阪支店長、2013年から首都圏統括部長、2015年から営業担当取締役（現任）、2019年から常務取締役（現任）を務めるなど、医薬品の営業部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。

株主総会参考書類

候補者
番号 **3** たか や たか し
高谷 尚志

再任

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数

4,300株

生年月日

1960年11月13日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社

2005年 4月 営業本部マーケティング部長

2009年 4月 営業本部営業企画統括部マーケティング部長

2010年 4月 営業本部営業企画統括部医薬企画部長

2011年 4月 営業本部営業企画統括部長

2012年 4月 執行役員 営業本部営業企画統括部長

2018年 6月 取締役 (現任)

2018年 6月 C S R・経営管理担当 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

1984年の入社以来、1999年から東京支社経営情報部事業企画課長、2001年から経営戦略部課長、2003年から医薬企画部企画課長、2005年からマーケティング部長、2010年から医薬企画部長、2011年から営業企画統括部長、2018年からC S R・経営管理担当取締役 (現任) を務めるなど、幅広い豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号 **4** えだみつ たかのり
枝光 平憲

再任

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数

3,800株

生年月日

1963年8月8日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2011年 8月 経営企画部長

2013年 4月 執行役員 経営企画部長

2018年 6月 取締役 (現任)

2018年 6月 経営企画担当 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

1989年の入社以来、2005年から経営企画部経営企画課長、2011年から経営企画部長、2018年から経営企画担当取締役 (現任) を務めるなど、経営企画部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	5	なか い とおる 中井 亨	再任
-----------	----------	-------------------------	----

取締役在任年数 2年	取締役会への出席状況 100% (14回/14回)	所有する当社の株式の数 3,400株	生年月日 1971年12月23日
---------------	------------------------------	-----------------------	---------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1995年 4月	当社入社	2019年 6月	取締役 (現任)
2016年 4月	事業企画部長	2019年 6月	国際事業担当兼国際事業本部長 (現任)
2018年 4月	経営企画担当付 (NS Pharma)		
2019年 4月	国際事業統括部長兼国際事業統括部付 (NS Pharma)		

■ 取締役候補者とした理由

1995年の入社以来、2016年から事業企画部長、2018年から米子会社NS Pharmaへ出向（現地法人の事業企画部長）、2019年から国際事業統括部長、その後国際事業担当取締役（現任）を務めるなど、海外事業における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	6	たかがき かずちか 高垣 和史	新任
-----------	----------	---------------------------	----

取締役在任年数 —	取締役会への出席状況 —	所有する当社の株式の数 3,200株	生年月日 1961年11月15日
--------------	-----------------	-----------------------	---------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2014年 6月	研究開発本部創薬研究所東部創薬研究所長
2016年 6月	研究開発本部創薬研究所長
2017年 4月	執行役員 研究開発本部創薬研究所長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

1986年の入社以来、2014年から東部創薬研究所長、2016年から創薬研究所長（現任）を務めるなど、研究開発部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者 番号	7	いしざわ 石沢	ひとし 整	新任
-----------	----------	-------------------	-----------------	----

取締役在任年数	取締役会への出席状況	所有する当社の株式の数	生年月日
—	—	4,500株	1961年9月18日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2017年4月	営業本部大阪支店長
2013年4月	営業本部北日本統括部北関東支店長	2018年4月	執行役員 営業本部大阪支店長
2014年4月	営業本部西日本統括部中国支店長	2021年4月	執行役員 営業本部関西支店長（現任）
2015年4月	営業本部東日本統括部東京支店長		

■ 取締役候補者とした理由

1985年の入社以来、2013年から北関東支店長、2014年から中国支店長、2015年から東京支店長、2017年から大阪支店長、2021年から関西支店長（現任）を務めるなど、医薬品の営業部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を機能食品部門において有効的に活用できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者 番号	8	きむら 木村	ひとみ ひとみ	新任
-----------	----------	------------------	-------------------	----

取締役在任年数	取締役会への出席状況	所有する当社の株式の数	生年月日
—	—	300株	1961年9月2日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2021年4月	執行役員 信頼性保証統括部長 （総括製造販売責任者）（現任）
2015年4月	信頼性保証統括部薬事部長		
2020年4月	信頼性保証統括部長（総括製造販売責任者）		

■ 取締役候補者とした理由

1984年の入社以来、2015年から薬事部長、2020年から信頼性保証統括部長（総括製造販売責任者）（現任）を務めるなど、サプライチェーン・信頼性保証部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、取締役候補者となりました。

候補者番号 **9** すぎうら **杉浦** ゆきお **幸雄**

再任 社外 独立

取締役在任年数

8年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数

1,900株

生年月日

1942年2月3日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1988年1月 京都大学化学研究所教授

1998年3月 英国マンチェスター大学薬学部客員教授

1998年4月 京都大学化学研究所長

2005年4月 京都大学名誉教授 (現任)

2005年4月 日本薬学会会頭

2007年4月 同志社女子大学薬学部特任教授

2013年6月 当社取締役 (現任)

<当社社外取締役在任年数>

本総会終結時をもって8年になります。

<重要な兼職の状況>

なし

■ 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

薬学者として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号 **10** さくらい **櫻井** みゆき **美幸**

再任 社外 独立

取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数

300株

生年月日

1964年12月15日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1992年4月 司法研修所司法修習修了

1992年4月 大阪弁護士会登録

1992年4月 西村法律会計事務所入所

2003年5月 花水木法律事務所共同経営 (現任)

2015年3月 公益財団法人日本生命財団監事 (現任)

2016年4月 国立大学法人大阪大学監事 (現任)

2017年6月 当社取締役 (現任)

2020年6月 株式会社日本触媒社外取締役 (現任)

<当社社外取締役在任年数>

本総会終結時をもって4年になります。

<重要な兼職の状況>

花水木法律事務所共同経営

株式会社日本触媒社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

弁護士として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者
番号 **11** わだ よしなお
和田 芳直

再任

社外

独立

取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数

100株

生年月日

1950年12月25日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1975年7月 大阪大学医学部附属病院入職
 1981年11月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科
 1989年10月 医学博士号（大阪大学）取得
 1991年4月 大阪府立母子保健総合医療センター研究所代謝部門部長
 1998年4月 大阪府立母子保健総合医療センター研究所長
 2011年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科部長兼研究所長
 2014年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科主任部長兼研究所長
 2016年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科非常勤医師

2017年4月 大阪母子医療センター母性内科非常勤医師（現任）
 2018年4月 横浜市立大学客員教授
 2019年6月 当社取締役（現任）

<当社社外取締役在任年数>

本総会終結時をもって2年になります。

<重要な兼職の状況>

大阪母子医療センター母性内科非常勤医師

■ 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

医師として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としてしました。

候補者
番号

12

こばやし ゆかり
小林 柚香里

新任

社外

独立

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

0株

生年月日

1963年4月17日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1987年6月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
 2002年7月 同社統括本部長
 2007年1月 同社理事
 2007年1月 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社
 執行役員
 2016年3月 マーサー・ジャパン株式会社入社
 2016年3月 同社成長戦略担当兼社長室長
 2018年1月 マーサー・インベストメント・ソリューションズ株式会社
 取締役

2018年2月 マーサー・ジャパン株式会社COO
 2018年7月 日本マイクロソフト株式会社入社
 2018年9月 同社執行役員 コーポレート戦略統括本部長
 兼社長室長
 2020年3月 アマンダライフコンサルティング合同会社代表
 (現任)

<重要な兼職の状況>

アマンダライフコンサルティング合同会社代表

■ 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

独立した立場から、外資系IT企業等において長年にわたり様々な業務や会社経営に携わった同氏が有する豊富な経験と幅広い見識を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っていただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社では、独立社外役員の「独立性判断基準」(15ページ参照)を定めております。

当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(別紙2)

(https://www.nippon-shinyaku.co.jp/company_profile/governance.html)

本議案における社外取締役候補者各氏は、すべてこの基準を満たしております。

このほか、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、杉浦 幸雄氏、櫻井 美幸氏、和田 芳直氏と、同法第423条第1項に定める取締役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。また、小林 柚香里氏が選任された場合にも、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- (2) 当社は、杉浦 幸雄氏、櫻井 美幸氏、和田 芳直氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、小林 柚香里氏が選任された場合にも、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役全員を被保険者としております。被保険者である取締役がその業務につき行なった行為または不作為に起因して株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって取締役が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当契約では犯罪行為や違法であることを認識しながら行なった行為に起因する賠償責任等は免責となります。

なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。

当契約については現行内容を継続して2021年10月に更新する予定であります。

「独立性判断基準」

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）およびその候補者が以下の項目の何れにも該当しない場合、十分な独立性を有しているものと判断します。

- (1) 現在および過去の当社（子会社を含む。以下同じ）の業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- (5) 当社の大株主またはその業務執行者
- (6) 当社から多額の寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (7) 上記（1）から（6）までの何れか重要な者の近親者

*注記

- (1) ～ (6) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、その他これに準じるものおよび使用人
- (2) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度の取引額が当社の連結売上高の2%を超える取引先
- (3) 「当社を主要な取引先とする者」とは、相手にとって当社が主要と言う意味で、直近事業年度の取引額が相手の連結売上高の2%を超える取引先
- (4) (6) 「多額」とは、1千万円超かつ相手の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることを言う
- (5) 「当社の大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を有する株主
- (7) 「重要な者」とは、部長格以上の業務執行者、「近親者」とは、配偶者または2親等以内の親族

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症が依然として収束に向かわず、社会および経済に多大なる影響を及ぼしています。わが国経済についても世界経済の減速や新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済と同様に先行きが不透明な状況になっています。

当企業集団を取り巻く医薬品業界においては、後発品の使用促進策、薬価の毎年改定等の医療費抑制のための諸施策の推進や新型コロナウイルス感染症に伴う影響等、厳しい環境下にあります。

機能食品事業は、健康志向の高まりにより機能性食品へのニーズは強いものがありますが、節約志向による家計消費の伸び悩みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツイベントの中止やインバウンド需要の減速など、厳しい事業環境が続いています。

こうした環境の下、当企業集団の業績は、国内医薬品事業および機能食品事業が引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、自社創薬品の肺動脈性肺高血圧症治療剤「ウプトラビ」の海外売上に伴うロイヤリティ収入や、国内医薬品新製品群の伸長および「ウプトラビ」のマイルストーン収入等が寄与し、売上高は1,218億8千5百万円と対前期比4.5%の増収となりました。利益面では、増収と売上構成による売上原価率の低下等により、営業利益は261億3千4百万円と対前期比20.6%の増益、経常利益は267億6千万円と対前期比19.2%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は207億2百万円と対前期比22.7%の増益となりました。

売上高

1,218億8千5百万円

前期比4.5%増 

営業利益

261億3千4百万円

前期比20.6%増 

経常利益

267億6千万円

前期比19.2%増 親会社株主に
帰属する
当期純利益

207億2百万円

前期比22.7%増 

セグメントの概況

(医薬品事業)

医薬品事業では、「ウプトラビ」の海外売上に伴うロイヤリティ収入、肝類洞閉塞症候群治療剤「デファイテリオ」、CD20陽性の濾胞性リンパ腫治療剤「ガザイバ」、「ウプトラビ」等の新製品群の売上および共同販促収入等が伸長しました。加えて「ウプトラビ」のマイルストーン収入、昨年5月（国内）、8月（米国）に発売したデュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤「ビルテプソ」が寄与し、売上高は1,064億7千8百万円と対前期比4.8%の増収となりました。

(機能食品事業)

機能食品事業では、プロテイン製剤、品質安定保存剤等の売上が増加し、売上高は154億6百万円と対前期比2.8%の増収となりました。

研究開発活動

(国内開発状況)

- ・ デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤「NS-065/NCNP-01（製品名：ビルテプソ[®]点滴静注250mg、一般名：ビルトラルセン）」については、2020年3月に承認され、5月より販売を開始しました。現在グローバル第三相試験を実施中です。
- ・ 「NS-17（一般名：アザシチジン）」については、急性骨髄性白血病を追加適応疾患として2021年3月に承認を取得しました。
- ・ 「NS-304（一般名：セレキシパグ）」については、慢性血栓性肺高血圧症を対象とした第三相試験をヤンセンファーマ株式会社と共同で実施し、2020年11月に承認申請を行いました。同効能・効果については、2016年に厚生労働省より希少疾病用医薬品の指定を受けました。小児の肺動脈性肺高血圧症を対象とした第二相試験を、2020年11月よりヤンセンファーマ株式会社と共同で実施中です。また閉塞性動脈硬化症を対象とした後期第二相試験を終了し、別の検証的試験の実施に向けて準備中です。さらに腰部脊柱管狭窄を対象とした前期第二相試験を、日本新薬が単独で実施中です。
- ・ 鉄欠乏性貧血治療剤「NS-32（一般名：デルイソマルトース第二鉄）」については、2016年にファーマコスモス社（デンマーク）から導入し、2019年3月より第三相試験を実施し、2021年3月に承認申請を行いました。
- ・ 難治てんかん（ドラベ症候群およびレノックス・ガストー症候群）治療剤「ZX008」については、2019年にゾゲニクス社（米国）から導入し、ゾゲニクス社が第三相試験を実施中です。
- ・ 子宮内膜症治療剤「NS-580」については、前期第二相試験を実施中です。

- ・ 二次性急性骨髄性白血病治療剤「NS-87」については、2017年にジャズ・ファーマシューティカルズ社（アイルランド）から導入し、2019年8月より第一／二相試験を実施中です。
- ・ JAK1阻害剤「NS-229」については、2020年10月より第一相試験を開始しました。
- ・ 再発・難治性急性骨髄性白血病治療剤「NS-917」については、2017年にデルタフライファーマ株式会社（徳島市）から導入し、第一相試験を準備中です。
- ・ 芽球形質細胞様樹状細胞腫瘍治療剤「NS-401（一般名：タグラクソファスプ）」については、2021年3月にメナリーニ社（イタリア）から導入し、開発準備中です。

（海外開発状況）

- ・ 「NS-065／NCNP-01（一般名：ビルトラルセン）」については、米国で2020年8月に承認され、販売を開始しました。欧州では2020年6月にEMAよりオーファンドラッグ指定を受けました。現在グローバル第三相試験を実施中です。
- ・ 「NS-304」については、慢性血栓塞栓性肺高血圧症を対象とした第三相試験を導出先のジョンソン・エンド・ジョンソン社（米国）が実施中です。
- ・ 骨髄線維症治療剤「NS-018」については、米国において次試験を準備中です。

（2）設備投資の状況

設備投資額	25億8千3百万円
主たる内容	小田原総合製剤工場生産設備の更新、研究開発設備の更新

（3）重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社は、医療制度の抜本改革、技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など変化の激しい経営環境の中、ヘルスケア分野で社会になくてはならない事業体として、社会から信頼され、評価される組織、すなわち「ヘルスケア分野で存在意義のある会社」になることを強く意識して、その実現を目指しています。2019年度からスタートした第六次5カ年中期経営計画では、これまでの経営基盤をベースとして、持続的な成長基盤を強固なものにするために『6つの取り組み』（(1) 研究開発を通じた新しい価値の創造、(2) グローバル事業の推進、(3) ESG経営への取り組み強化による企業価値の向上、(4) 一人ひとりが活躍できる組織風土の醸成、

(5) AIの積極的活用とIT化の推進、(6) さらなる経営基盤の強化) に挑戦することにより、社会からの存在感をさらに高め、特長のある製品をグローバルに展開することで、目指すべき姿である「ヘルスケア分野で存在意義のある会社」として、世界における存在意義を高めることを目指してまいります。

医薬品事業では、注力する4領域（泌尿器科、血液内科、難病・希少疾患、婦人科）を中心として治療ニーズが満たされていない疾患領域を主なターゲットに、病気で困っている患者さんの福音となる高品質で特長のある医薬品を提供してまいります。研究開発においては創薬技術の新規モダリティを視野に入れた自社創薬、導入、プロダクト・ライフサイクル・マネジメント（PLCM）により、研究開発パイプラインの充実を図るとともに、継続的に市場へ新製品を投入していきます。販売については、製品の多様化や創薬技術の高度化に対応し、必要としている患者さんに医師などの医療関係者を通じて、医薬品とその情報を適切に届けることで製品価値の最大化を目指していきます。国内医薬品事業については医療提供体制の変化への対応と、デジタルとリアルを併用したマーケティングにより、新製品の早期市場浸透を図っていきます。海外医薬品事業については米国子会社を米国の事業拠点とし、デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤ビルテプソとそれに続く核酸医薬品の販売体制の強化を図っていきます。また、欧州、中国などについては各国の状況に応じて最適な展開の方法を選択し事業の拡大を図ります。サプライチェーン・信頼性保証においては、グローバル安定供給体制および信頼性保証体制を確立し、強化していきます。

機能食品事業では、製薬企業としての高い技術力を活かし、注力4分野（健康食品素材、品質安定保存剤、プロテイン製剤、サプリメント）を中心として、市場ニーズに応える高付加価値製品を市場へ投入していきます。

グループの人事政策については、「特長のある製品は個性あふれる人材から」との考えから、性別、国籍、文化などの区別なく、従業員の多様性を尊重し、個性を活かして前向きにチャレンジする機会を提供することで、一人ひとりが活躍し、成長する組織風土の醸成を目指します。

第六次5カ年中期経営計画は、持続的な成長を支える強固な経営基盤の構築を成し遂げるために、本計画を他社との違いを明確にし、さらなる独自性を追求するためのシナリオと位置付けました。全社員がこれまでの仕事の進め方や考え方にとらわれず、一人ひとりが自らの壁を乗り越えて『6つの取り組み』に果敢に挑戦することで、目指すべき姿の実現に向けて邁進してまいります。

第六次5カ年中期経営計画の最終年度である2024年3月期に売上高1,500億円、営業利益400億円、親会社株主に帰属する当期純利益300億円、EPS（1株当たり当期純利益）445円、ROE（自己資本利益率）については第六次5カ年中期経営計画の期間を通じて10%以上を目指します。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分		2017年度 第155期	2018年度 第156期	2019年度 第157期	2020年度 第158期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	101,448	114,716	116,637	121,885
経常利益	(百万円)	17,451	21,540	22,442	26,760
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	12,953	16,302	16,866	20,702
1株当たり当期純利益	(円)	192.31	242.04	250.42	307.37
総資産	(百万円)	155,887	168,763	175,017	197,028
純資産	(百万円)	125,689	135,190	145,760	162,543
1株当たり純資産	(円)	1,862.54	2,003.39	2,160.11	2,409.01

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 第156期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)等を適用しており、第155期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分		2017年度 第155期	2018年度 第156期	2019年度 第157期	2020年度 第158期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	101,221	114,499	116,260	122,259
経常利益	(百万円)	16,396	20,422	21,372	28,922
当期純利益	(百万円)	12,338	15,667	16,214	23,175
1株当たり当期純利益	(円)	183.19	232.62	240.74	344.08
総資産	(百万円)	148,793	159,849	165,293	192,162
純資産	(百万円)	121,736	131,666	139,721	158,682
1株当たり純資産	(円)	1,807.40	1,954.84	2,074.44	2,355.98

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 第156期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)等を適用しており、第155期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シオエ製薬株式会社	30百万円	100%	医薬品、機能食品の製造
タジマ食品工業株式会社	50百万円	83.5%	医薬品、機能食品の製造
NSシェアードサービス株式会社	10百万円	100%	ビジネスサポート業務
NS Pharma, Inc.	US\$300千	100%	医薬品の販売、導出入、臨床開発業務

(7) 主要な事業内容

医薬品および機能食品の製造、販売を主要な事業としております。

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	京都府	京滋北陸支店	京都府	東部流通センター	埼玉県
東京支社	東京都	大阪支店	大阪府	西部流通センター	大阪府
札幌支店	北海道	神戸支店	兵庫県	小田原総合製剤工場	神奈川県
東北支店	宮城県	中四国支店	広島県	北京事務所	中国
関越支店	群馬県	九州支店	福岡県	ロンドンオフィス	英国
東京支店	東京都	創薬研究所	京都府	NS Pharma, Inc.	米国
埼玉支店	埼玉県	東部創薬研究所	茨城県	シオエ製薬株式会社	兵庫県
千葉支店	千葉県	食品開発研究所	京都府	タジマ食品工業株式会社	兵庫県
横浜支店	神奈川県	山科植物資料館	京都府	NSシェアードサービス株式会社	京都府
名古屋支店	愛知県				

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減数
2,059名	33名増

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,806名	13名増	41.0歳	17.3年

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,251,484株(うち自己株式 2,898,183株)
- (3) 株主数 6,252名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,523千株	9.69%
明治安田生命保険相互会社	6,486千株	9.63%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,486千株	6.66%
株式会社三菱UFJ銀行	3,315千株	4.92%
株式会社京都銀行	3,090千株	4.59%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,696千株	4.00%
日本生命保険相互会社	2,082千株	3.09%
GOVERNMENT OF NORWAY	982千株	1.46%
東京海上日動火災保険株式会社	979千株	1.45%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	928千株	1.38%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (2,898,183株) を控除して計算しております。
 2. 持株比率は小数点第三位を四捨五入して表示しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
前川 重信	代表取締役社長	該当事項はありません。
松浦 明	常務取締役 研究開発担当	該当事項はありません。
佐野 省三	常務取締役 営業担当	該当事項はありません。
齋藤 均	取締役 サプライチェーン・信頼性保証担当	該当事項はありません。
小林 健郎	取締役 機能食品担当	該当事項はありません。
高谷 尚志	取締役 CSR・経営管理担当	該当事項はありません。
枝光 平憲	取締役 経営企画担当	該当事項はありません。
中井 亨	取締役 国際事業担当	該当事項はありません。
杉浦 幸雄	取締役	該当事項はありません。
坂田 均	取締役	弁護士 御池総合法律事務所 京セラ株式会社 社外監査役
櫻井 美幸	取締役	弁護士 花水木法律事務所 株式会社日本触媒 社外取締役
和田 芳直	取締役	大阪母子医療センター 非常勤医師
松浦 守生	常勤監査役	該当事項はありません。
桑原 健誌	常勤監査役	該当事項はありません。
近藤 剛史	監査役	弁護士 近藤総合法律事務所 泉州電業株式会社 社外取締役
丸山 澄高	監査役	税理士 丸山澄高税理士事務所 ユニチ力株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役 杉浦 幸雄氏、坂田 均氏、櫻井 美幸氏、和田 芳直氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 近藤 剛史氏、丸山 澄高氏は、社外監査役であります。

3. 取締役 杉浦 幸雄氏、坂田 均氏、櫻井 美幸氏、和田 芳直氏および監査役 近藤 剛史氏、丸山 澄高氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

4. 監査役 丸山 澄高氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は取締役、監査役、執行役員および子会社役員であり、保険料は全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である会社役員がその業務につき行なった行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき保険金が支払われます。ただし、犯罪行為や違法であることを認識しながら行った行為に起因する賠償責任等については免責となります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会であり、その方針は、外部機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行い、半数以上が社外取締役で構成され、委員長は社外取締役が務める報酬委員会の答申結果をもとに、取締役会で決定しております。

(取締役（社外取締役を除く）の報酬)

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬については、月額報酬と賞与部分で構成されております。月額報酬は役職に応じた定額に各取締役（社外取締役を除く）の業績評価を加味して決定され、期間業績に連動する賞与部分は連結営業利益に連動し、役職に応じて一定の割合を乗じた金額に各取締役（社外取締役を除く）の業績評価を加味して決定されます。個別の報酬額については、取締役会が報酬委員会へ諮問し、その答申結果をもとに、月額報酬および賞与の額を決定しております。ただし、個別の報酬額について、取締役会が代表取締役社長に一任する場合は、取締役会で決議された算定方法及び確認された各取締役（社外取締役を除く）の業績評価に応じて、当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会からの答申結果をもとに、代表取締役社長が決定しております。報酬委員会は、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(社外取締役の報酬)

社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、固定報酬のみとしております。個別の報酬額については、取締役会が報酬委員会へ諮問し、その答申結果をもとに、固定報酬を決定しております。ただし、取締役会が代表取締役社長に一任する場合は、報酬委員会からの答申結果をもとに、代表取締役社長が決定しております。

(監査役の報酬)

監査役の報酬については、経営の監督機能および監査機能を十分に機能させるため、固定報酬のみとしております。個別の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日及びその内容は、2017年6月29日開催の第154期定時株主総会で、取締役（当該株主総会決議時10名）の報酬額を年額6億円以内とし、また、2006年6月29日開催の第143期定時株主総会で、監査役（当該株主総会決議時4名）の報酬額を年額8千万円以内と決議をいただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の個別の報酬については、2020年4月の取締役会において各取締役（社外取締役を除く）の業績評価を確認し、2020年6月の取締役会において、代表取締役社長（前川重信）に一任することを決議いたしました。その後、代表取締役社長は、報酬委員会からの答申結果をもとに、個別の報酬額を決定しております。委任された権限の内容は、取締役会で決議された算定方法及び確認された各取締役（社外取締役を除く）の業績評価に応じて、各取締役の基本報酬の額および賞与の額が適正に算出されているかどうかの確認および決定であり、これらの権限を委任した理由は、業務執行の責任者であり当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得ております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の種類別の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)		対象となる員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	439 (40)	242 (40)	196 (—)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	53 (19)	53 (19)	—	5 (2)

(注) 2020年6月26日開催の第157期定時株主総会終結の時をもって退任した常勤監査役1名を含んでおります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益に応じて算出された額に各取締役（社外取締役を除く）の業績評価を加味して決定した額を賞与として支給しております。なお、業績指標は、適宜、環境の変化に応じて、報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行うものいたします。また、非金銭報酬等については、支給しないものとしています。

事業報告

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬に係る指標は、連結営業利益であり、当該指標を選択した理由は、連結営業利益が本業の業績を最も反映する指標ととらえるとともに、従業員の処遇との整合性等を勘案した上で選択しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標である連結営業利益は、目標が25,000百万円で、実績は26,134百万円となりました。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
杉浦 幸雄	薬学者としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
坂田 均	主に弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会13回に出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
櫻井 美幸	主に弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
和田 芳直	医師としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
近藤 剛史	主に弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会16回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
丸山 登高	主に税理士としての専門的な見地および客観的な視点から企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会16回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう各社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 他の法人等の業務執行者または社外役員等との重要な兼職に関する事項

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係
坂田 均	弁護士 御池総合法律事務所 京セラ株式会社 社外監査役	記載すべき事項はありません。
櫻井 美幸	弁護士 花水木法律事務所 株式会社日本触媒 社外取締役	記載すべき事項はありません。
和田 芳直	大阪母子医療センター 非常勤医師	記載すべき事項はありません。
近藤 剛史	弁護士 近藤総合法律事務所 泉州電業株式会社 社外取締役	記載すべき事項はありません。
丸山 澄高	税理士 丸山澄高税理士事務所 ユニチカ株式会社 社外監査役	記載すべき事項はありません。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	46百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	43百万円
合 計	89百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部門および会計監査人から入手した資料に基づき、会計監査人による前事業年度の監査計画と実績、監査時間と監査報酬の推移を確認し当該事業年度の監査時間および報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 89百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である国際財務報告基準(IFRS)導入に関する助言・指導業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、またはその他会計監査人の変更の必要があると判断した場合には、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は本議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

5 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの構築に関する基本方針

- 1) 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業活動で最優先すべき規範となる「日本新薬グループ行動規範」を遵守するとともに、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」に基づき、コンプライアンスを推進する。
 - ② 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準に基づき、監査役の監査を受ける。
 - ③ 内部監査部門が定期的に内部監査を実施する。
 - ④ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン：社内外に設置）を運用する。
- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令もしくは社内規程等に基づき、適切に保存および管理する。
 - ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
 - ③ 必要に応じて取締役および監査役が常時閲覧・謄写することができる体制を確保する。
- 3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。
 - ② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針および対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
- 4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役および各業務執行取締役並びに各執行役員は、業務分掌並びに取締役規程および執行役員規程に基づき、業務の執行を行う。
 - ② 取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、緊急に意思決定を要する場合等必要に応じて、法令および定款その他社内規則に基づき、書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
 - ③ 取締役会において、中期経営計画および各事業年度の計画を策定し、日本新薬グループ全体の目標を設定し、執行体制を確保する。
- 5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - I. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 「グループ会社管理規程」において子会社に対して報告を求める事項および責任者を定めており、これを適切に運用する。
 - ② 必要に応じて、子会社の取締役は当社の取締役会において報告、説明を行う。

II. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。
- ② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針および対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

III. 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「グループ会社管理規程」に基づき、すべての子会社を統括的に管理する統括管理責任者の指示に従い、子会社全体の統括管理部門が子会社全体を統括的に管理するとともに、子会社毎に定められた管理部門等により、当該子会社の業務全般を統括的に管理する。
- ② 取締役会規則に基づき、定例又は臨時に開催する取締役会において子会社に関する重要事項を決議する。

IV. 当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「日本新薬グループ行動規範」の遵守を周知徹底させる。
- ② 「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」に基づき、コンプライアンスを推進する。
- ③ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。
- ④ 「グループ会社管理規程」に基づき、内部監査部門は内部監査規程を踏まえ、必要に応じて子会社に対して内部監査を実施する。

6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

I. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、その職務内容に応じた能力を有する従業員を配置する。

II. 当社の監査役の職務を補助する従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助する従業員は取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
- ② 当該従業員の人事異動・考課については、予め監査役会の同意を要する。

III. 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および業務執行取締役は、監査役に対し、取締役会等の重要な会議において、適宜その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社の取締役および従業員並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役が必要とする情報を提供する。また、当社の監査役が必要に応じて報告を求めた場合はこれに協力する。

- Ⅳ. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととし、これを周知徹底させる。
- Ⅴ. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が職務の執行に関する費用の前払又は償還を請求した場合は、適切に対応する。
 - ② 監査計画に応じて、監査職務の執行に関連する情報収集、研鑽、図書などに係る費用について予算化し確保する。
- Ⅵ. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
 - ② 監査役会は、内部監査部門と緊密な連携をとることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1) 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス統括責任者により選任された委員を構成員とするコンプライアンス推進会議および業務執行取締役を構成員とするCSR委員会を開催し、当社グループのコンプライアンスの実践状況、方針・計画を確認、審議しています。また、全従業員を対象としたコンプライアンス部門研修、行動規範研修、経営陣を含む階層別研修等を実施しています。取締役の職務執行状況および従業員の業務執行状況については、監査役監査基準に基づく監査役による監査または内部監査計画に基づく内部監査部門による監査を受けています。さらに、コンプライアンス違反の通報（相談）窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用しており、通報（相談）案件を半期毎に取締役会に報告することにしてあります。

2) 当社の取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「会社法」等の法令や「情報取扱管理規程」に則って情報を適切に保存・管理しており、監査役監査基準に基づく監査役による監査を受けています。また、取締役および監査役より資料閲覧等の要望があった場合はそれに応じる体制を確保しています。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、グループ全体を対象とした重要リスクや各部門を対象とした部門特有の重要リスクを設定し、当該リスクに対するアクションプランを策定し、実行しています。また、各リスクに対する予防策や当該リスクが顕在化した時の対応策等をリスク管理シートとしてリスク毎に取り纏め、適時見直しを行っています。

4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を月1回、臨時取締役会を2回開催し、電磁的方法による書面決議を3回実施しました。また、中期経営計画に則り策定された事業年度計画および日本新薬グループ全体の目標について、その進捗を四半期毎に取締役会において確認しました。

5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」に基づき、すべての子会社を統括的に管理する当社の取締役（統括管理責任者）は子会社全体の経営状況の概要等を、各子会社を個別に管理する当社の取締役（管理責任者）は担当する子会社の経営状況および管理状況等を、それぞれ四半期毎に、また、子会社取締役は進捗状況を適宜に当社の取締役会にて報告しました。コンプライアンス研修およびリスクマネジメントについては、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」および「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、適正に実施しています。また、コンプライアンス違反の通報（相談）窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用しています。さらに、業務の適正確保のため、内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、監査を実施しています。

6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役および業務執行取締役は、監査役が出席している取締役会において業務執行状況を報告しています。取締役および従業員並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、監査役の求めに応じ必要とする情報を提供し、協力しています。また、監査に必要な経費については予算化して確保しています。さらに、「日本新薬グループ内部通報制度運用規程」に基づき、当監査役に報告した者に対して不利な取扱いを行わないことを周知しています。なお、代表取締役と監査役会が2回の意見交換会を実施したほか、監査役会と内部監査部門において、監査連絡会を毎月実施しました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
資産の部		
流動資産	139,090	121,925
現金及び預金	47,770	36,005
受取手形及び売掛金	39,289	40,947
電子記録債権	508	575
有価証券	13,029	11,109
商品及び製品	18,292	15,179
半製品	6,050	4,244
仕掛品	890	374
原材料及び貯蔵品	10,291	10,096
その他	2,968	3,392
貸倒引当金	△0	△0
固定資産	57,937	53,091
有形固定資産	21,306	20,944
建物及び構築物	9,010	9,119
機械装置及び運搬具	2,791	2,758
工具、器具及び備品	1,622	1,301
土地	7,430	7,459
建設仮勘定	451	305
無形固定資産	677	546
投資その他の資産	35,954	31,600
投資有価証券	22,113	18,909
繰延税金資産	1,518	1,726
長期前払費用	9,390	8,631
退職給付に係る資産	621	—
その他	2,310	2,332
資産合計	197,028	175,017

科目	金額	(ご参考) 前期金額
負債の部		
流動負債	31,514	24,965
支払手形及び買掛金	9,543	11,213
未払金	8,131	5,730
未払費用	1,367	1,498
未払法人税等	6,679	2,081
未払消費税等	582	338
賞与引当金	3,096	2,994
その他	2,114	1,108
固定負債	2,970	4,290
繰延税金負債	—	9
退職給付に係る負債	2,646	3,956
その他	324	324
負債合計	34,485	29,256
純資産の部		
株主資本	154,535	140,032
資本金	5,174	5,174
資本剰余金	4,445	4,445
利益剰余金	147,391	132,886
自己株式	△2,476	△2,473
その他の包括利益累計額	7,719	5,458
その他有価証券評価差額金	8,911	6,929
繰延ヘッジ損益	11	7
為替換算調整勘定	△96	△3
退職給付に係る調整累計額	△1,107	△1,475
非支配株主持分	288	269
純資産合計	162,543	145,760
負債・純資産合計	197,028	175,017

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
売上高	121,885	116,637
売上原価	49,954	53,155
売上総利益	71,931	63,481
販売費及び一般管理費	45,796	41,813
営業利益	26,134	21,668
営業外収益	1,326	1,599
受取利息及び配当金	531	574
その他の営業外収益	795	1,024
営業外費用	701	824
支払利息	2	2
その他の営業外費用	698	822
経常利益	26,760	22,442
特別利益	1,998	—
固定資産売却益	62	—
投資有価証券売却益	1,936	—
税金等調整前当期純利益	28,759	22,442
法人税、住民税及び事業税	8,821	4,732
法人税等調整額	△783	821
当期純利益	20,721	16,888
非支配株主に帰属する当期純利益	18	22
親会社株主に帰属する当期純利益	20,702	16,866

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
資産の部		
流動資産	130,793	114,923
現金及び預金	42,118	29,660
受取手形	11	16
電子記録債権	508	575
売掛金	39,225	40,803
有価証券	12,999	10,999
商品及び製品	15,956	14,223
半製品	6,050	4,244
仕掛品	301	321
原材料及び貯蔵品	10,180	9,973
前払金	2,301	3,255
その他	1,139	848
固定資産	61,368	50,369
有形固定資産	20,005	19,634
建物	7,867	7,937
構築物	322	315
機械及び装置	2,463	2,477
車両運搬具	48	56
工具、器具及び備品	1,538	1,208
土地	7,315	7,343
建設仮勘定	450	294
無形固定資産	641	492
ソフトウェア	618	437
その他	22	55
投資その他の資産	40,721	30,242
投資有価証券	21,450	18,316
関係会社株式	129	129
長期貸付金	4,914	60
前払年金費用	1,858	—
長期前払費用	9,390	8,631
繰延税金資産	811	940
投資不動産	1,692	1,711
その他	473	452
資産合計	192,162	165,293

科目	金額	(ご参考) 前期金額
負債の部		
流動負債	31,048	23,591
買掛金	9,527	11,291
未払金	8,367	5,510
未払費用	1,251	1,271
未払法人税等	6,466	1,884
未払消費税等	617	274
預り金	336	327
賞与引当金	3,000	2,900
その他	1,482	132
固定負債	2,431	1,980
退職給付引当金	2,128	1,679
その他	220	301
負債合計	33,479	25,572
純資産の部		
株主資本	149,759	132,783
資本金	5,174	5,174
資本剰余金	4,445	4,445
資本準備金	4,438	4,438
その他資本剰余金	6	6
利益剰余金	142,615	125,637
利益準備金	1,293	1,293
その他利益剰余金	141,322	124,343
配当準備積立金	800	800
固定資産圧縮積立金	2,179	2,189
別途積立金	71,470	71,470
繰越利益剰余金	66,872	49,883
自己株式	△2,476	△2,473
評価・換算差額等	8,923	6,937
その他有価証券評価差額金	8,911	6,929
繰延ヘッジ損益	11	7
純資産合計	158,682	139,721
負債・純資産合計	192,162	165,293

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
売上高	122,259	116,260
売上原価	51,498	53,868
売上総利益	70,760	62,392
販売費及び一般管理費	42,683	41,997
営業利益	28,077	20,395
営業外収益	1,456	1,724
受取利息及び配当金	751	810
その他の営業外収益	704	913
営業外費用	611	747
支払利息	2	2
その他の営業外費用	609	744
経常利益	28,922	21,372
特別利益	1,967	—
固定資産売却益	31	—
投資有価証券売却益	1,936	—
税引前当期純利益	30,890	21,372
法人税、住民税及び事業税	8,407	4,320
法人税等調整額	△692	838
当期純利益	23,175	16,214

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

日本新薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 高見勝文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中賢治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本新薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本新薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

日本新薬株式会社
取締役会御中有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所指定有限責任社員 公認会計士 高見勝文 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田中賢治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本新薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

ただし、2020年6月26日に監査役に就任いたしました桑原健誌（常勤監査役）は、就任前の期間における監査事項につき、在任監査役より説明を聞くとともに、取締役等および会計監査人より報告を受け、監査いたしました。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的を実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、グループ監査の観点から各子会社の監査役と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、取締役および使用人から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針、および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

日本新薬株式会社 監査役会

常勤監査役 松 浦 守 生 ㊟

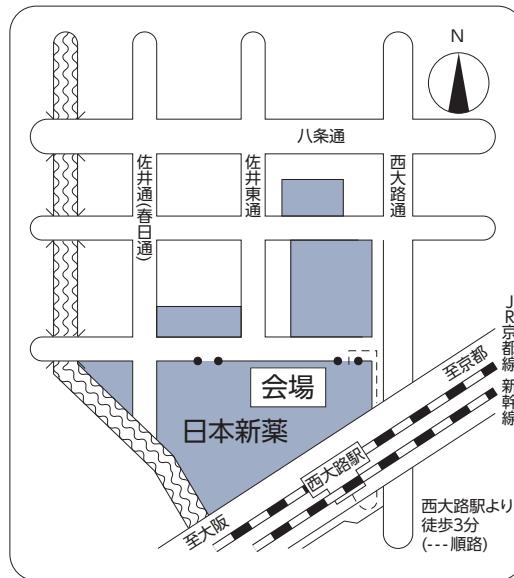
常勤監査役 桑 原 健 誌 ㊟

社外監査役 近 藤 剛 史 ㊟

社外監査役 丸 山 澄 高 ㊟

以上

株主総会会場のご案内



お土産は配布いたしません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。